水戸市告示第261号

水戸市サテライトオフィス等開設促進補助金交付要項を次のように定める。

令和３年７月27日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　水戸市長　　高　橋　　　靖

水戸市サテライトオフィス等開設促進補助金交付要項

（趣旨）

第１条　この要項は，市外に本社を有する法人の市内における事務所の開設を促進するため，予算の範囲内において，サテライトオフィス等開設促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて，水戸市補助金等交付規則（昭和53年水戸市規則第22号）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は，市外に本社を有する法人であって，次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

　(1) 市内に新たに事務所（全社的な業務の一部若しくは全部又は研究開発（以下「特定業務」という。）を行う事務所に限り，製造，販売等を行う工場又は店舗を除く。）の開設（本社の移転を含む。以下「サテライトオフィス等の開設」という。）をするものであること。

　(2) 当該事務所において，第５条の規定による申請をする日からサテライトオフィス等の開設をする日（以下「開設日」という。）までに移住（本市に転入する日前１年間において本市に住所を有していない者が，本市に転入することをいう。）をした従業員（健康保険法（大正11年法律第70号）第５条第１項又は第６条に規定する被保険者である者に限る。以下「移住従業員」という。）を雇用する計画があること。

　(3) 当該事務所における業務を３年以上継続する意思があること。

　(4) 当該法人が行う事業が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業及び同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業に関するものでないこと。

　(5) 水戸市中心市街地店舗，事務所等開設促進補助金交付要項（平成28年水戸市告示第228号），水戸市企業立地促進補助金交付要項（令和元年水戸市告示第26号）又は水戸市まちなか空き店舗対策補助金交付要項（令和元年水戸市告示第39号）に基づく補助を受けていないこと。

　(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団の構成員，暴力団の維持運営に協力若しくは関与をするもの，暴力団と親密な交際をするものその他暴力団と社会的に非難される関係を有する者でないこと。

（補助対象経費）

第３条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，サテライトオフィス等の開設に要する費用のうち，次の各号に掲げる経費であって市長が適当と認めるものとする。

　(1) 改装費

　(2) 償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第６条第７号に規定する工具，器具及び備品に限る。）の取得費

　(3) 移転に要する費用

（補助金の額）

第４条　補助金の額は，補助対象経費の額（当該事務所と工場又は店舗が一体である場合の前条第１号及び第３号に掲げる費用の額にあっては，当該事務所の用に供する部分の面積の総面積に対する割合に応じて按分した額）の額に３分の１を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数が生じたときは，これを切り捨てた額）とし，１の補助対象者につき5,000,000円を限度とする。

２　前項の規定にかかわらず，当該事務所において雇用する移住従業員及び市内に住所を有する従業員（移住従業員を除き，健康保険法第５条第１項又は第６条に規定する被保険者である者に限る。以下同じ。）の数の合計が３人以上である場合の補助金の額は，前項の規定により算定した額に1,000,000円を加算した額（当該加算後の額が補助対象経費の額を超えるときは，補助対象経費の額）とする。

（交付の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は，補助対象経費に係る契約の締結前に，サテライトオフィス等開設促進補助金交付申請書（様式第１号）に関係書類を添えて，市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第６条　市長は，前条の規定による申請があったときは，その内容を審査し，適当と認めるときは，補助金の交付を決定し，サテライトオフィス等開設促進補助金交付決定通知書（様式第２号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（変更の申請等）

第７条　前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定を受けた者」という。）は，次の各号のいずれかに該当する場合は，遅滞なく，サテライトオフィス等開設促進補助金変更等承認申請書（様式第３号）を市長に提出し，その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の内容の変更（軽微な変更を除く｡）をしようとするとき。

(2) 補助対象経費の額の変更（20パーセントを超えない範囲内の変更を除く｡）をしようとするとき。

(3) サテライトオフィス等の開設を中止しようとするとき。

(4) 当該事務所における従業員の雇用計画を変更するとき（前条の規定による交付の決定を受けた補助金の額を変更する必要があるときに限る。）。

２　前項の規定にかかわらず，交付決定を受けた者は，開設日までに移住従業員を雇用できないことが明らかになったときは，直ちに市長に届け出なければならない。

（実績報告）

第８条　交付決定を受けた者は，サテライトオフィス等の開設をし，かつ，補助対象経費の支払を完了したときは，速やかにサテライトオフィス等開設促進補助金実績報告書（様式第４号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

　（補助金の額の確定）

第９条　市長は，前条の規定による報告を受けたときは，速やかにその内容を審査し，適当と認めるときは，交付すべき補助金の額を確定し，サテライトオフィス等開設促進補助金額確定通知書（様式第５号）により当該報告をした者に通知するものとする。

　（補助金の請求）

第10条　前条の規定による通知を受けた者は，補助金の交付を受けようとするときは，サテライトオフィス等開設促進補助金請求書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第11条　市長は，交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは，補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) 開設日までに，移住従業員を雇用しなかったとき。

(5) 開設日から起算して３年以内に，次のいずれかに該当したとき。

ア　当該事務所において雇用する移住従業員の数が零となり，かつ，次条第２項の指示に違反したとき。

イ　第４条第２項の規定の適用を受けた場合にあっては，当該事務所において雇用する移住従業員及び市内に住所を有する従業員の合計数が３を下回り，かつ，次条第２項の指示に違反したとき。

ウ　補助金を受けて取得した財産を処分したとき。

エ　補助金に係る事務所の廃止をし，又はその業務を１年以上中止したとき。

２　交付決定を受けた者は，前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において，当該取消しに係る部分について既に補助金の交付を受けているときは，市長が指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

（運用状況等の報告）

第12条　交付決定を受けた者は，次の各号に掲げる日における当該事務所における運用状況を当該各号に掲げる日から30日以内に，サテライトオフィス等運用状況報告書（様式第７号）により市長に報告しなければならない。

　(1) 開設日から１年を経過する日

　(2) 開設日から２年を経過する日

　(3) 開設日から３年を経過する日

２　交付決定を受けた者は，開設日から３年以内に次の各号のいずれかに該当することとなったときは，速やかに市長に報告し，その指示を受けなければならない。

(1) 当該事務所において雇用する移住従業員の数が零となったとき。

(2) 第４条第２項の規定の適用を受けた場合にあっては，当該事務所において雇用する移住従業員及び市内に住所を有する従業員の合計数が３を下回ったとき。

（関係書類の保存）

第13条　交付決定を受けた者は，補助対象経費に係る収入及び支出を明らかにした帳簿その他の関係書類を，開設日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

（補則）

第14条　この要項に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

付　則

この要項は，公布の日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

水戸市長　様

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

サテライトオフィス等開設促進補助金交付申請書

サテライトオフィス等開設促進補助金の交付を受けたいので，水戸市サテライトオフィス等開設促進補助金交付要項第５条の規定により，関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　事業計画書（別紙１）

２　開設予定日　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

３　補助対象経費　　　　　　　　　　　　　　　円

４　補助金申請額　　　　　　　　　　　　　　　円

５　申請に係る確認事項

□　補助金に係る事務所における業務を３年以上継続する意思がある。

６　添付書類

　　(1) 雇用予定従業員名簿（別紙２）

(2) 賃貸借契約書の写し等当該事務所を使用する権限が申請者にあることが分かる書類

(3) 位置図，平面図並びに外観及び内観の写真

　(4) 法人登記事項全部証明書

　(5) 見積書その他の補助対象経費の内容，金額等が分かる書類

　(6) 定款及び直近２か年分の決算書

　(7) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

別紙１

事業計画書

１　法人の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 設立年月日 | 年　　月　　日 |
| 資本金 |  |
| 従業員数 |  |
| 業種(※) |  |
| 業務内容 |  |

※日本標準産業分類による業種を記入すること。

２　補助金に係る事務所の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 | 水戸市 |
| 名称 |  |
| 業務内容 |  |
| 雇用予定従業員数 | 名（移住をする従業員数）  　　　　　　　　　名（市内に住所を有する従業員数（移住をした従業員を除く。））  合計　　　　　　名 |
| 建物の構造 | 造　 階建 |
| 延床面積 |  |

３　補助対象経費内訳 （単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経費区分 | 内容 | 金額 |
| 改装費 |  |  |
| 償却資産取得費 |  |  |
| 移転費用 |  |  |
| 合 計 額 | |  |
| 補助金の額（合計額の１／３（上限額5,000,000円）。水戸市サテライトオフィス等開設促進補助金交付要項第４条第２項に該当する場合は，1,000,000円を加算） | |  |

別紙２

雇用予定従業員名簿

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （フリガナ）  氏　　名 | 住所 | 生年月日 | 移住をする従業員又は市内に住所を有する従業員の別 | 移住予定年月日(移住をする従業員のみ記入) | 雇用年月日 |
| １ |  |  | * ・ |  | * ・ | * ・ |
| ２ |  |  | * ・ |  | * ・ | * ・ |
| ３ |  |  | * ・ |  | * ・ | * ・ |
| ４ |  |  | * ・ |  | * ・ | * ・ |
| ５ |  |  | * ・ |  | * ・ | * ・ |
| ６ |  |  | * ・ |  | * ・ | * ・ |
| ７ |  |  | * ・ |  | * ・ | * ・ |
| ８ |  |  | * ・ |  | * ・ | * ・ |
| ９ |  |  | * ・ |  | * ・ | * ・ |
| 10 |  |  | * ・ |  | * ・ | * ・ |

注１　補助金に係る事務所で雇用を予定する移住をする従業員及び市内に住所を有する従業員について記載すること。

　２　健康保険法第５条第１項又は第６条に規定する被保険者として雇用を予定する者であること。

様式第２号（第６条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

水戸市長　　　　　　　印

サテライトオフィス等開設促進補助金交付決定通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあったサテライオフィト等開設促進補助金の交付については，下記のとおり決定したので，水戸市サテライトオフィス等開設促進補助金交付要項第６条の規定により通知します。

記

１　補助金の額　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　補助金の交付の条件

(1) 水戸市補助金等交付規則及び水戸市サテライトオフィス等開設促進補助金交付要項を遵守すること。

(2) 補助金の交付の条件に違反した場合には，補助金の全部又は一部を返還させることがある。

(3) 償却資産の購入等をした者は，この事業によって取得し，又は効用の増加した財産を注意をもって管理するとともに，補助金交付の目的に沿って使用し，その効率的な運用を図らなければならない。

(4) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を，補助金に係る事務所を開設した日が属する年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

(5) 補助金の額は，水戸市サテライトオフィス等開設促進補助金交付要項第９条の規定により，その成果を調査し，適合すると認めたときに確定する。

様式第３号（第７条関係）

年　　月　　日

水戸市長　様

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

サテライトオフィス等開設促進補助金変更等承認申請書

　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付の決定を受けたサテライトオフィス等開設促進補助金に係る事業について，下記のとおり内容の変更等をしたいので，水戸市サテライトオフィス等開設促進補助金交付要項第７条第１項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

１　変更等の内容

　２　変更等の理由

３　添付書類

(1) 変更等の内容が確認できる書類

(2) 前号に掲げるものほか，市長が必要と認める書類

様式第４号（第８条関係）

年　　月　　日

水戸市長　様

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

サテライトオフィス等開設促進補助金実績報告書

　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付の決定を受けたサテライトオフィス等開設促進補助金に係る事業は，　　年　　月　　日をもって完了したので，水戸市サテライトオフィス等開設促進補助金交付要項第８条の規定により下記のとおり報告します。

記

１　開　設　日　　　　　　　　　　　年　　月　　日

２　事業支出表（別紙１）

３　従業員名簿（別紙２）

４　添付書類

(1) 支払証拠書類等の写し

(2) 改装費の補助を受ける場合は，改装した事務所の外観及び内観の写真

(3) 償却資産の取得費の補助を受ける場合は，当該償却資産の写真

(4) 前３号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

別紙１

事業支出表

（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経費区分 | 内容 | 金額 |
| 改装費 |  |  |
| 償却資産取得費 |  |  |
| 移転費用 |  |  |
| 合 計 額 | |  |
| 補助金の額（合計額の１／３（上限額5,000,000円）。水戸市サテライトオフィス等開設促進補助金交付要項第４条第２項に該当する場合は，1,000,000円を加算） | |  |

別紙２

従業員名簿

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （フリガナ）  氏　　名 | 住所 | 生年月日 | 移住をした従業員又は市内に住所を有する従業員の別 | 移住年月日(移住をした従業員のみ記入) | 雇用年月日 |
| １ |  |  | * ・ |  | * ・ | * ・ |
| ２ |  |  | * ・ |  | * ・ | * ・ |
| ３ |  |  | * ・ |  | * ・ | * ・ |
| ４ |  |  | * ・ |  | * ・ | * ・ |
| ５ |  |  | * ・ |  | * ・ | * ・ |
| ６ |  |  | * ・ |  | * ・ | * ・ |
| ７ |  |  | * ・ |  | * ・ | * ・ |
| ８ |  |  | * ・ |  | * ・ | * ・ |
| ９ |  |  | * ・ |  | * ・ | * ・ |
| 10 |  |  | * ・ |  | * ・ | * ・ |

注１　補助金に係る事務所で雇用する移住をした従業員及び市内に住所を有する従業員について記載すること。

　２　健康保険法第５条第１項又は第６条に規定する被保険者であること。

　３　健康保険被保険者証及び住民票の写しを添付すること。

様式第５号（第９条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

水戸市長　　　　　　　　　印

サテライトオフィス等開設促進補助金額確定通知書

　　　年　　月　　日付けで実績報告のあったサテライトオフィス等開設促進補助金の額を下記のとおり確定したので，水戸市サテライトオフィス等開設促進補助金交付要項第９条の規定により通知します。

記

確定補助金額　　　　　　　　　　　　　　　　　円

様式第６号（第10条関係）

年　　月　　日

水戸市長　様

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

サテライトオフィス等開設促進補助金請求書

年　　月　　日付け　　第　　号で額の確定の通知を受けたサテライトオフィス等開設促進補助金の交付を受けたいので，水戸市サテライトオフィス等開設促進補助金交付要項第10条の規定により下記のとおり請求します。

記

１　補助金請求額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　振　込　先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 |  |
| (フリガナ)  名義人 |  |
| 口座の種類 | 普通　　　　当座　　　　その他（　　　　　） |
| 口座番号 |  |

様式第７号（第12条関係）

年　　月　　日

水戸市長　様

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

サテライトオフィス等運用状況報告書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付の決定を受けたサテライトオフィス等開設促進補助金に係るサテライオフィス等の運用状況について，水戸市サテライトオフィス等開設促進補助金交付要項第12条第１項の規定により下記のとおり報告します。

記

１　補助金に係る事務所の運用状況の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 |  |
| 業務内容 |  |
| 年　月　日に  おける従業員数 | 人 |

２　従業員名簿（別紙）

３　添付書類

(1) 直近の決算書の写し

(2) 前号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

別紙

従業員名簿

（　　年　　月　　日現在）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （フリガナ）  氏　　名 | 住所 | 生年月日 | 移住をした従業員又は市内に住所を有する従業員の別 | 移住年月日(移住をした従業員のみ記入) | 雇用年月日 |
| １ |  |  | * ・ |  | * ・ | * ・ |
| ２ |  |  | * ・ |  | * ・ | * ・ |
| ３ |  |  | * ・ |  | * ・ | * ・ |
| ４ |  |  | * ・ |  | * ・ | * ・ |
| ５ |  |  | * ・ |  | * ・ | * ・ |
| ６ |  |  | * ・ |  | * ・ | * ・ |
| ７ |  |  | * ・ |  | * ・ | * ・ |
| ８ |  |  | * ・ |  | * ・ | * ・ |
| ９ |  |  | * ・ |  | * ・ | * ・ |
| 10 |  |  | * ・ |  | * ・ | * ・ |

注１　補助金に係る事務所で雇用する移住をした従業員及び市内に住所を有する従業員について記載すること。

　２　健康保険法第５条第１項又は第６条に規定する被保険者であること。

　３　健康保険被保険者証及び住民票の写しを添付すること。